

平成30年度 事業計画

1 基本方針

近年、少子・高齢社会、情報社会が進行し、社会環境が速い速度で変化する中、人々の生活様式、家庭の状況、地域社会は大きく変容しています。よりどころにしてきた家族や隣近所・地域のつながり希薄化し、生活上の困りごとや生きづらさを抱えた人たちは、孤立しやすくなり、孤立死、自殺、ひきこもり、経済的困窮や低所得、虐待など、地域における生活課題は複雑・多様化・深刻化しながら、子どもから高齢者まで幅広い層に広がっています。

本会においては、住民主体の理念に基づき、住民生活に密着した地域福祉活動や福祉サービスに必要な各種事業を推進するとともに、総合的な相談支援や権利擁護に取り組み、要援護者が地域の中で安心した生活ができるよう見守りのネットワークの構築を図る「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業(見守り相談室)」に加え、平成29年11月に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する「生活支援体制整備事業」を受託し、地域包括ケアの推進に向け取り組んでいます。

これらの事業を趣旨・目的に沿って実践するには、地域住民・組織、NPOやボランティア、地域の企業、そして、区役所のさまざまな部門などとの社会福祉協議会らしい横断的な連携が不可欠であり、本会が培ってきた活動や現在の取組みと密接に連動を図りながら進めていくことが必要です。

多様化・深刻化する生活課題や福祉課題などの解決につなげられるよう、相談・支援を行い、地域・関係機関・団体、行政などと連携、協働し、地域福祉を推進するとともに、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をめざして、取組みを進めていきます。

また、社会福祉法人として、事業経営の一層の透明性やガバナンスの強化を図り、より効率的な運営に取り組んでいきます。

<平成30年度の重点項目>

1 小地域福祉活動の推進・支援

各地域で開催されている小地域福祉活動について、引き続き支援します。

また、個別支援から把握された地域課題について、解決に向けた地域の取組みを支援し、福祉コミュニティの組織である『校下社協』や『地域活動協議会』との協働により、小地域福祉活動の推進につなげます。

2 高齢者の生活支援・介護予防の推進

「生活支援体制整備事業」を軸に区社協各部署が一体となって、居場所づくりや担い手の養成、生活支援サービス等の情報提供など、社会参加や介護予防につながる取り組みを地域のみなさまをはじめ、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、施設や企業等と協働しながら進めています。

3 セーフティネットと地域におけるつながりづくりの強化

地域包括支援センター事業が担っている総合的な相談支援や権利擁護の推進を図るとともに、「地域における見守りネットワーク強化事業」に配置しているコミュニティワーカーのアウトリーチによる相談・支援体制を充実させ、行政や関係機関、地域団体等と連携し、複合的な生活・福祉課題を抱える要援護者の支援につなげます。

また、近年大きな社会問題となっている子育ての孤立化について、日常の中で子育ての話ができ、子育てを支えることのできる、つながりのある地域づくりを推進します。

4 ボランティア・市民活動の推進

ボランティアグループや市民活動団体、NPO、企業、学校等と連携、協働し、ボランティア・市民活動の推進を図るとともに、ボランティア・市民活動についてホームページ等による情報発信を強化していきます。

また、ニーズに応じた各種講座を実施し、担い手の発掘、育成につなげていくとともに、学校や地域、企業等への福祉教育を積極的に進めます。

平成30年度事業計画

1 法人運営事業および地域福祉推進事業	
<p>(1) 法人運営事業</p> <p>本会は、旭区の地域福祉の推進を目的としたさまざまな事業を実施しています。地域住民の身近な親しみやすい施設として、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援拠点としての活動を推進していきます。</p>	
① 会員の拡充	組織構成会員、賛助会員を拡充に努め、地域福祉の推進に向けた事業実施のため安定した財源確保につなげます。
③ 広報活動の充実	ア 広報紙（旭区社会福祉協議会だより「あさひ」）を年4回発行 イ ホームページの充実 ウ パンフレットの改訂 エ しょうぶちゃんマップの改訂
④ ふれあい広場の開催	高齢者、子ども、障がい者（児）、子育て中の親等を含め、多くの区民が参加し、さまざまな交流を通じて地域福祉に関する情報を共有し、実際に体験しながら地域福祉活動への理解と参画を進める場として開催します。
② 共同募金運動への協力	共同募金の広報周知、募金案内などに取り組み、地域福祉の財源確保をめざします。
⑤ 車いす貸し出し事業の実施	車いすの短期間貸し出しをします。
<p>(2) 善意銀行の運営</p> <p>広く区民のみなさんや企業の方などから善意の金銭や物品の預託を募り、地域福祉の向上・推進のため、地域福祉活動支援等に活用します。</p>	
<p>(3) 福祉基金の運営</p> <p>旭区内の福祉施策の充実に向けて適切な助成や支援に努めます。また、今後支援等が必要と思われる対象についても検討していきます。</p>	
① ボランティア応援資金	ボランティア団体等の運営支援助成金として活用します。
② あさひパーソナルサポート事業	寝具丸洗い乾燥サービス事業、緊急食糧支援事業等の事業に活用します。
<p>(4) 地域福祉推進のための事業拡充</p> <p>地域住民に身近な「地域福祉の中核的な推進役」として事業の推進を図ります。</p>	
① 校下社会福祉協議会への支援	ア 地域福祉活動の状況把握と支援や情報提供 イ 地域福祉活動にかかる役員・活動者等を対象した研修会等の開催および支援 ウ 広報・啓発
② 高齢者福祉の推進	ア キャラバンメイト連絡会への活動支援 イ 認知症カフェへの活動支援
③ 障がい者福祉の推進	和んで座談会の活動支援 自立支援協議会、旭こころネットへの参画

<p>④ 児童福祉・子育て支援活動の推進</p>	<p>ア 旭区子育てサロン連絡会の開催 イ あさひ安心ネットワークへの活動支援 ウ マタニティカフェへの活動支援 エ 旭区こども食堂ネットワークの活動支援</p>
<p>⑤ 調査・研究活動の強化</p>	<p>地域診断をはじめとし、福祉ニーズの調査・研究を行います。</p>
<p>⑥ 研修会等の開催</p>	<p>地域福祉活動の担い手づくりを目的とした研修会を開催します。</p>
<p>⑦ 地域福祉推進のための連絡調整事業の実施</p>	<p>ア 社会福祉施設連絡会の開催 イ 地域課題の整理および関係機関との連絡調整</p>
<p>(5) ボランティア・市民活動の推進・地域福祉推進基金事業</p>	
<p>① ボランティア・市民活動センターの運営</p>	<p>運営委員会を開催し、センター運営について検討していきます。</p>
<p>② ボランティア・市民活動への支援</p>	<p>ボランティア・市民活動活動への支援をします。 ア 情報提供 イ ボランティア活動の需給調整 ウ ボランティア・市民活動活動への支援 ・研修会、ボランティア交流会の開催 ・しうぶ大学の開催、しうぶ大学O B会への活動支援 ・ボランティア・市民活動センターのオープンスペースの提供</p>
<p>③ 講座の開催</p>	<p>初級手話講習会、傾聴講座、ボランティア養成講座を開催します。</p>
<p>④ 広報・啓発活動</p>	<p>ボランティア・市民活動センターだよりの発行 年4回</p>
<p>⑤ 多様な活動者・団体との連携・協働</p>	<p>ア カフェ活動の連携・協働 ・認知症カフェ ・マタニティカフェ ・男のカフェ イ 連絡会の連携・協働 ・子育て支援「あさひの輪」定例会の開催 ・自立支援協議会への参画</p>
<p>⑥ 福祉教育・防災教育の推進</p>	<p>小中高校生および大学生、地域住民を対象とした講座等の開催 ・車いす、アイマスク、高齢者疑似体験 ・認知症サポーター養成講座</p>
<p>⑦ 区災害ボランティアセンターの設置及び運営について</p>	<p>災害ボランティアセンターの運営にむけた、開設訓練の実施</p>

2 介護保険法による事業

(1) 地域包括支援センター事業

当区では大阪市の公募により3か所の地域包括支援センターが設置され、本会では、旭区圏域（大宮地域、高殿地域、高殿南地域）を受託し、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、できる限り要介護状態を予防するための介護予防サービスを適切に確保するとともに、要介護状態となっても高齢者の状況に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」体制を確立することを目的として次のとおり実施します。

① 総合相談支援業務及び権利擁護業務	<p>当圏域の総合相談窓口（旭陽プランチ）との連携を図り、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助、支援を行うことにより、その保健医療の向上、および福祉の増進を包括的に支援します。</p> <p>ア 地域におけるネットワーク構築業務 イ 実態把握業務 ウ 総合相談業務 エ 権利擁護業務 オ 地域ケア会議</p>
② 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャーが主治医や多職種協働を図り、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行います。
③ 家族介護支援事業	介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて家族介護者の介護負担の軽減および心身のリフレッシュを図り、家族介護者および地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法および認知症の理解を深めるとともに、当事者組織の育成・支援を図ります。
④ 介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号介護予防支援事業)	要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、利用者の状態やニーズに応じて適切なサービスが受けられるよう、介護予防ケアプラン作成にかかる一連の過程を通じて、包括的かつ効果的に実施されるよう援助を行い、事業対象者が要介護・要支援状態となることを予防します。
(2) 介護予防事業	65歳以上の方の自立した自分らしい生きがいや自己実現に向けた支援のため、10地域でなにわ元気塾を開催します。
(3) 地域密着型通所介護事業・介護予防事業	介護保険制度に基づき、在宅の要介護・要支援高齢者に対し、通所によるサービスを提供し、日常生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的、精神的な介護負担の軽減を図ります。運営委員会は、利用者や家族、地域の要望に応える事業実施ができるよう年2回開催します。
(4) 居宅介護支援事業	介護保険法による要介護・要支援認定を受けた高齢者に対し、効果的なサービス利用のためのケアプランの作成を行います。

3 市・区・市社協からの事業受託による事業

(1) 旭区生活支援体制整備事業

① ニーズと地域資源の把握・ネットワーク化	社会資源マップ作成に向けた情報収集や区内の高齢者が抱える課題の共有を行ないます。
	協議体により情報共有や方策の連携・協働により取り組みます。
② 地域資源・サービス開発	見守り活動の立ち上げ支援を行ないます。また、傾聴講座の実施等により、担い手を養成します。
③ 活動の場の発掘・開発	男のカフェ講座受講生を中心に、男性の活動の場、居場所をつくりていきます。
	コミュニケーション麻雀講習会を開催し、担い手として活動する場をつくります。
④ サービス実施情報の提供・周知	地域での取組み紹介や暮らしに役立つ情報の掲載、講座の案内などの情報提供、周知を行ないます。 ・あったか通信の発行（年2回）

(2) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

① 要援護者名簿にかかる同意確認・名簿の整備・訪問	ア 行政による要援護者名簿者の個別郵送による同意確認を行ないます。
	イ 同意のあった方々の名簿整理および地域団体等への名簿の提供を行い、地域の見守り支援者につなげます。
② 孤立世帯への専門的対応	ア 孤立世帯への戸別訪問を実施し地域の見守りにつなげます。
	イ 個別の福祉課題を検討するケース会議を適宜開催します。
③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見	認知症高齢者等の行方不明時、氏名や身体的特徴等の情報を、関係機関・団体など協力者にメール配信し、早期発見につなげます。

(3) あさひ学び舎事業

学業や進学環境が十分に用意されない生活困窮世帯および生活保護受給世帯等の子どもが成長し、再び生活困窮にいたるという「貧困の連鎖」を断ち切るために中学生に対して学習支援、生活指導や開発教育などを行い、高校進学（卒業までのフォローアップを含む）による子どもの自立促進を図ります。

(4) 旭区子育てサービス利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子どもおよびその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行ないます。

(5) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員による必要な生活支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう実施します。

(6) 日常生活自立支援（あんしんさぼーと）事業

在宅や社会福祉施設で生活している認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理を行い、利用者の生活支援を行ないます。

(7) 子ども・子育てプラザ

在宅において子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するため、様々な情報の提供や講座・イベントの開催、乳幼児とその保護者が自由に遊べる場所の提供等を行います。

① 子育て活動支援事業	<p>次代を担う子どもの健やかな育成と家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や、地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供し、地域福祉活動の推進を図ります。</p> <p>ア 子育て情報の収集・管理・提供 イ 地域の自主的な子育て活動の支援 ウ 子育て中の親子の支援 エ 児童健全育成事業 オ 世代間交流事業</p>
② 大阪市つどいの広場事業 (大阪市地域子育て支援拠点事業)	主に乳幼児（0～3歳）を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティア活動を活用し育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親子への子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
③ ファミリー・サポート・センター事業	大阪市では、「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として、互いに子育てをさえ合う「大阪市ファミリー・サポート・センター事業」を実施しています。会員による子育ての相互援助（子どもを預けたい方と預かができる方をコーディネート）により、地域で子育てを支え合うサポートをしています。円滑に事業実施をするため、「大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館」内に本部を設置し、各区プラザの支部と連携します。支部業務は区内での会員募集・登録及び相互援助活動の調整にかかる事務、本部・近隣支部・関係機関との連絡調整、区内広報活動、会員研修などを行います。
4 その他	
(1) 旭区地域振興会事務局	<p>ア 大阪市地域振興会事務局との連絡調整 イ 旭区地域振興会および各連合町会の町長名簿の保管 ウ 日本赤十字社大阪府支部との連絡調整 エ 日本赤十字社会費募集の受付業務 オ 市民共済協同組合事務局との連絡調整</p>
(2) 旭地区募金会事務局	<p>ア 大阪府共同募金会との連絡調整 イ 募金の送金および取次ぎ事務</p>